

第214回三重県開発審査会 審議概要

平成29年3月7日(火) 13時30分～

三重県勤労者福祉会館 特別会議室

三重県 (事務局)	<p>委員の皆様におかれましては、年度末のお忙しい中ご出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>三重県開発審査会条例第4条第2項の規定により会長及び3人以上の委員が出席しなければ会議を開くことができないとされています。本日は、3名の委員が欠席されていますが、会長及び3名の委員が出席されていますので、本日の審査会は成立することを報告させていただきます。</p> <p>本日、ご審議いただきますのは、包括議決案件が三重県33件、津市6件、桑名市3件、鈴鹿市14件、本審査案件が三重県2件でございます。また、本日は三重県開発審査会提案基準の改正についてご審議いただきます。</p> <p>審議については、「三重県開発審査会の公開に関する方針」により、包括審査案件は公開となります。また、今回の本審査案件についても、市町が申請者となっている議案の審議であることから公開となりますが、本日の傍聴者はお見えにならないことを報告させていただきます。</p> <p>それでは、条例第4条第1項により会長が議長となるとされていますので、ここからの議事進行を会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いたします。</p>
会長	<p>それでは、皆さまよろしくお願いたします。</p> <p>まず、第213回開発審査会の議事録の確認をお願いします。</p> <p>事前にご確認いただいているかと思いますが、なにか修正点などはございますか。</p>
会長	<p>よろしいですね。それでは、第213回開発審査会の議事録を確定したいと存じます。</p> <p>次に包括議決案件について、まずは三重県分から説明をお願いします。</p>
三重県 (処分庁)	<p>(包括議決案件33件の報告)</p>
会長	<p>ご質問、ご意見はございますでしょうか。</p> <p>ございませんですね。</p> <p>それでは、次に津市分の説明をお願いします。</p>
津市 (処分庁)	<p>(包括議決案件6件の報告)</p>
会長	<p>ありがとうございます。ただいま津市から6件分の報告がございましたが、これにつきましてご質問等はございますでしょうか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>それでは、次に桑名市分の説明をお願いします。</p>

桑名市 (処分庁)	(包括議決案件3件の報告)
会 長	以上、桑名市からの3件の報告につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。 ありがとうございます。 それでは、次に鈴鹿市分の説明をお願いします。
鈴鹿市 (処分庁)	(包括議決案件14件の報告)
会 長	ご説明ありがとうございます。ただいま14件ご報告がございましたが、ご質問等はいかがでしょう。よろしいですか。 それでは、三重県33件、津市6件、桑名市3件及び鈴鹿市14件の包括案件の報告を終了いたします。 続きまして、本審査案件の審議に入ります。 本日の本審査案件は三重県から2件です。 それでは、本日の三重県の本審査案件2件のうち1件目の、「議案第8472号」の説明をお願いします。
三重県 (処分庁)	(本審査案件 議案第8472号について説明)
会 長	ご説明ありがとうございます。木曾岬町の津波避難タワーの案件2件のうち、まず北部の1件についてご説明いただきました。それではこの件につきましてご質問、ご意見をよろしくをお願いします。
委 員	鍵の管理の問題で質問です。夜間に地震や津波が発生した場合は、木曾岬町役場の職員が開けに来ると思うのですが、具体的にどのように運用するのかのイメージを教えてください。
会 長	夜間の場合に実際に誰が開けに来るのかの想定等がありましたら、処分庁からご説明をお願いします。
三重県	まず、地震時に自動的に開くボックスを設置します。震度5弱以上の揺れを感知したら、ボックスが開いて、そのボックスに鍵が入っているということです。ただ、震度5弱より弱くても、日本から遠い場所で地震が起こって津波が発生する場合があります。こういった津波警報が出された場合には、町役場の担当者に連絡が入り、初動体制がとられ、開錠の担当者が開けにまわるということになります。
委 員	ただいまのような、ボックスがあっても自動的に開くとかは、町内会長さんとか隣の保育園の園長さんとかがいなくても、住民はわかっているのですか。
三重県	町においては、毎年防災訓練を行っております。その際にボックス等の説明をしております。
会 長	ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

委員	<p>異論はないのですが、この建物は鉄骨むき出しのものなので景観的に何とかならないのかという印象があります。</p> <p>この辺りは田園風景が広がる景観的にも優れた地域だと思いますし、近くに幼稚園や保育園があって、子どもが毎日、目にするような風景に、こういったものが建っているのは、何とかならないのかなと思います。</p> <p>例えば、植栽などで修景するといった工夫はできないものなのかという印象があります。</p> <p>こういったものは、県の景観条例などで誘導することはできないものなのでしょうか。</p> <p>これからもこういった施設は全国的にもできていくと思いますので、安全性と景観上の配慮の両立が課題と思いますが、三重県で考えていることとか規制していることとか教えてください。</p>
三重県	<p>この施設は、人命を守るための施設で、特段、特異なものではなく、ユニットのものがあるように、規格化されたものです。色としてはシルバー系の鉄骨そのものの色となっています。これが景観になじむかどうかは議論のあるところで、人それぞれの感覚によるものと思います。</p> <p>また、この施設の規模としては、景観条例、景観計画の届出の規模とはなっていないと聞いています。</p> <p>ただ、だからといって、景観に配慮しなくても良いわけではありませんので、開発審査会の中で、周辺の景観に極力なじむような色彩計画ができないかといったご意見があったことを、木曾岬町に伝え、検討していただきたいと思っています。</p>
委員	<p>色彩に限らず、形や仕上げ、あるいは修景や植栽など、いろいろな手法があると思います。こういった手法を検討し、景観に配慮しようとする意思があるかどうかの姿勢が問われるかなと思います。安全第一は良くわかるのですが、それだけで良いのかということにはならないとも思いますので、必要な施設なだけに改善すべきところは改善してほしいと思います。</p>
三重県	<p>図面から見ても、植栽はないと思われますので、先ほどの委員のご意見を踏まえ、少しでも景観上配慮できるように、許可の際には、町に申し伝えていきたいと思っています。</p>
委員	<p>よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>私からも少し付け加えさせてください。</p> <p>景観上の問題に関連して、この建物を近くの幼稚園や保育園の園児が毎日見ることとなりますので、子どもたちの精神面への影響も配慮いただければと思います。</p> <p>もう一つは、平時には子どもが立ち入らないようにフェンスで囲むということでしたが、小学生ですと1.8メートルのフェンスですと乗り越えることもありますので、平時において事故が起こらない工夫もよろしくお願いしたいと思っています。</p>
三重県	<p>わかりました。平時の安全性についても十二分に対応していくように、併せて木曾岬町に伝えてきたいと思っています。</p>
会長	<p>よろしくをお願いします。他にご意見等はどのようにでしょうか。それでは欠席の委員の意見を三重県から報告してください。</p>

- 三重県 本日の欠席の委員の事前説明でのご意見です。
まず、重要な取り組みであり整備を進めてほしいといったコメントがありました。また、必要な施設であり普段から訓練が必要だと思いますとのコメントもございました。
なお、木曾岬町では5年ほど前から、毎年、町全体の避難訓練を行っており、津波の際にも自分たちがどの避難所に行けば良いかの訓練を行っているという聞いております。
- 会長 はい。ありがとうございます。それでは基本的に重要な施設でもあり、異議なしといたします。
続きまして2つ目の施設についての案件、議案第8473号の説明をお願いします。
- 三重県 (本審査案件 議案第8473号について説明)
- 会長 木曾岬町の南側の津波避難タワーに関するご説明でした。この件につきましてご質問、ご意見をお願いします。
- 委員 この2つの案件は、場所が違うだけで、内容はほとんど同じなんですけども、付議理由の法施行令36条1項3号ホと法34条14号の違いはなんですか。
- 三重県 北部の議案は開発行為がございませんので建築許可となります。法43条第1項の許可となり、調整区域の立地基準としては施行令第36条第1項第3号ホとなります。
- 委員 開発行為がないということですので、あらかじめ造成された土地があって、そこに建物だけを建てるのが北部ですね。
- 三重県 はい。南部は残土置き場を造成する開発行為ができますので、立地基準としては法34条第14号に該当することになります。
- 委員 わかりました。
- 三重県 補足します。都市計画法の開発許可の法律構成についてです。開発許可する場合と建築許可する場合の立地基準の根拠を説明しますと、開発許可の立地基準は都市計画法34条ですが、建築許可の立地基準は施行令に飛んだところを書いてありますので、わかりづらいことになっています。ただし、内容としては、同じことが書いてあるとご理解ください。
- 委員 ありがとうございます。もう一つ良いですか。
この2件とも住民の命を守るために必要な案件と思います。開発行為の許可に関しては全く異論はありません。
ただ、こういった施設を市街化調整区域に建築しても、周辺における市街化を促進する施設ではないと思われまして、他の自治体でもたくさん造られてきていると思います。法律上はこういった施設を造るのに開発審査会に付議をしなければならないとは思いますが、施設を造る自治体からの事務の遅延や煩雑さについての意見はないのでしょうか。全国的な動向もわかっているならば教えてください。

- 三重県 他県において市街化調整区域でこういう施設がどの程度作られているのかは、申し訳ありませんが資料を持ちあわせていません。
- ただ、どうしても都市計画法で、市街化調整区域には、原則建ててはならないとしたうえで、建てられるものを限定列挙している関係上、必要な施設でありながら、34条1号から13号に該当しないということであれば、14号で開発審査会の議を得たうえで許可していくことになると思います。ただ、こういった施設が増えてくる中で、国の解釈で、こういう施設も1号から13号のどれかに当たると明確にされれば、14号ではない処理を行う可能性があります。ただ、現状では今回のような取扱をせざるを得ないのが実情と考えております。
- 委員 ありがとうございます。
- 分権的な考え方からすれば、地域地域の実情に併せて造っていくべきですし、東日本大震災以降、こういった施設の必要性の意識が高くなっていますので、機会をとらえて国のかたとご議論されるのも一つと思います。海に近い多くの都道府県で同じ手続きをしていること考えていると、時間の有効活用を考えるのもよいと思います。
- 三重県 はい。ありがとうございました。
- 委員 私から良いでしょうか。
- 南部の施設の資料では収容人員一人あたりの費用は87万円で、北部では一人当たりの費用は32万円です。この差は何ですか。
- 三重県 南部エリアについては造成費用が含まれているという要因があります。もう一つの要因は、一般的に建築コストは面積を横に広くとるほうが、1平方メートル当たりのコストは安くなることによるものと思います。
- 委員 ありがとうございます。
- 会長 ほかにございませんでしょうか。
- はい。ありがとうございます。こちらも異議なしといたします。
- 次の案件として、提案基準の改正についての審議に入ります。三重県から説明をお願いします。
- 三重県 (提案基準の改正について説明)
- 事務局
- 会長 はい。関係法令の改正などによる提案基準の改正についての事務局からの説明でした。
- ご意見、ご質問ありますでしょうか。
- 会長 特にごございませんですね。
- それでは、この議案に関して、本日欠席の委員の意見を、三重県から報告してください。
- 三重県 (事務局) この議案についても事前説明の際にご説明をさせていただきましたが、本日欠席の委員からの特段のご質問、意見はございませんでした。

会 長 | ありがとうございます。それでは承認いたします。
本日の審議はすべて終了となりますが、その他になにかございますでしょうか。

会 長 | ございませんですよ。
それでは、第214回三重県開発審査会を終了します。

三 重 県 | ありがとうございます。次回の審査会は7月頃を予定しております。
(事務局) | 本日はありがとうございました。